回　答　書

入札対象工事名　うのけ総合公園陸上競技場改修工事

1	【質問】 工事特記仕様書　Ⅰ一般事項　2.請負者について　イ）について 　現場に専任で配置する技術者について、一級もしくは二級土木施工管理技士及び、運動施設施工技士・基幹技能技士のいづれかを有するものである事とありますが、運動施設施工技士は日本運動施設建設業協会が認定する資格となります。この資格がない場合、応札できないのでしょうか？日本スポーツ施設協会が認定する体育施設監理士での代替は可能でしょうか？ 【回答】 　工事特記仕様書Ⅰ一般事項　2.請負者について　イ）において現場に専任で配置する技術者については、「一級もしくは二級土木施工管理技士及び、運動施設施工技士・基幹技能技士、体育施設管理士のいずれかの資格を有する者」と記載しております。 　「体育施設管理士」については、公益財団法人日本スポーツ施設協会が認定する資格です。ご質問の中に記載があります「体育施設監理士」は工事特記仕様書に記載の「体育施設管理士」のことであると思われますので、「いずれかの資格を有する者であること」の条件を満たすものとなります。
2	【質問】 工事特記仕様書　Ⅱ材料の品質　1.全天候舗装材　イ）について ポリウレタン舗装材について三井化学㈱社製トップエースCLとしとありますが、同製品以外でウレタン性能規格を満たし日本陸連の公認陸上競技場において使用実績がある国産材料を使用すれば他の都道府県または県市町村では使用可能となる場合もあります。特記仕様に示された項目を満たすものであれば、同等品として使用は可能でしょうか？同等品の使用が認められない場合は、トップエースまたは同一メーカー品に限定し、他メーカーの同等品以上の性能を有する材料を認めない技術的根拠をご教授ください。 【回答】 　今回の「うのけ総合公園陸上競技場改修工事」の内容については、走路全面ではなく、正面直線走路部分を切削・オーバーレイ工事にて改修をするものです。 　ウレタン材にはトップエースCLの他にも材料があることは認識しておりますが、既存のウレタンに新たにウレタンを接着させるものであることから、工事特記仕様書 Ⅱ材料の品質 1.全天候舗装材 イ）本工事で使用するポリウレタン舗装材は「①②③などを防止するため、及び今後のメンテナンス、修繕等を考慮し」との理由を記載してあります。発注者としましては、①②③のいずれかの不具合が発生した場合、施設利用や今後の修繕にも支障が出ることを懸念しております。 　以上の理由から、今回の施行で使用するウレタン材については既存のウレタン材と同一の「三井化学㈱社製トップエースＣＬ」での施工とし、他の異なるウレタン材の使用については認めないものとしますので、ご了承ください。